

平成 23 年度相続税法改正案

1 相続税

(1) 改正の趣旨

平成 23 年度税制改正大綱において相続税改正の目的をつぎのように説明しています。

「相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が4パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要があります。」

(2) 改正の内容

次に掲げる改正事項は、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。

イ 基礎控除

地価動向の推移に対応して基礎控除の水準を引き下げることにより、相続税の資産再分配機能を回復させるために、基礎控除を次のとおり改正します。

	現 行	改正案 (60%まで縮減)
定額控除額	5,000 万円	3,000 万円
比例控除額	法定相続人一人当たり 1,000 万円	法定相続人一人当たり 600 万円

ロ 死亡保険金に係る非課税限度

500 万円に乘ずる法定相続人の数を制限します。

現 行	改正案
法定相続人の数	<法定相続人に含める者> 1 未成年者 2 障害者 3 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

ハ 税率構造

税率構造の見直しを図ることで資産再分配機能を回復させます。

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000万円以下の金額	10%	同 左	
3,000万円	15%	”	
5,000万円	20%	”	
1億円	30%	”	
3億円	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円	45%
3億円超の金額	50%	6億円	50%
—		6億円超の金額	55%

<参考>相続税の速算表（平成23年4月1日以後）

遺産に係る基礎控除後の法定相続人の各取得金額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
10,000万円以下	30%	700万円
20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円以下	45%	2,700万円
60,000万円以下	50%	4,200万円
60,000万円 超	55%	7,200万円

二 未成年者控除・障害者控除

未成年者控除及び障害者控除の1年当たり控除額を現行物価水準に合わせるため、次のとおり引き上げます。

未成年者控除額	10万円	
障害者控除額	一般障害者	10万円
	特別障害者	20万円

2 贈与税

(1) 改正の趣旨

若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しと併せて、若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を見直し、さらに相続時精算課税の対象者を広げることにより、潜在的消費意欲の強い若年世代への資産の移転を図り、その有効活用を通じて経済活性化に資するとの観点から次の改正を行う。

(2) 改正の内容

次に掲げる改正事項は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与

税について適用します。

イ 暦年課税の税率構造

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率（I）

現 行		改正案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円	15%	400万円以下の金額	15%
400万円	20%	600万円	20%
600万円	30%	1,000万円	30%
1,000万円	40%	1,500万円	40%
—		3,000万円	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円	50%
—		4,500万円超の金額	55%

② 上記①以外の贈与財産に係る贈与税の税率（II）

現 行		改正案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円	15%	”	
400万円	20%	”	
600万円	30%	”	
1,000万円	40%	”	
—		1,500万円以下の金額	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円	50%
—		3,000万円超の金額	55%

ロ 相続時精算課税制度の適用要件

- ① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行推定相続人のみ）を追加します。
- ② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げます。

3 相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税については、一定の要件の下、利子税に代える等の措置を講じます。

4 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに終わるものに限ります。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加します。